令和２年 12 月 24 日

市内飲食店の皆様

感染防止対策アクリル板の貸出について

神奈川県が、飲食店の営業継続を支援するため、感染防止対策用アクリル板の貸出を行っています。年内の申し込みは、明日 25 日までですが、新年は１月 5 日から申込受付及び貸出を行っているとのことです。まだ、設置されていない方は、この機会をご利用いただければと存じます。なお、数に限りがあるとのことですので、希望される場合は、お早めにお申し込み下さい。

１　対象となる事業者

県内の飲食店　※飲食店又は喫茶店営業許可を有する事業者に限ります。

２　アクリル板（足あり、可動式）

仕様：サイズ／１枚　W500mm×H600mm

１枚　W600mm×H600mm

いずれも厚さ 3mm

（1 事業者あたり、アクリル板 100 枚を上限）

３　貸出期間

貸出期間は 6 週間

（貸出期間終了後 4 分の 1 の価格（1 枚 660 円）で購入するか、返却するかを選択）

４　申込・利用方法　（詳細は、下記ホームページ参照）

（１）電話か申込みフォームから申込み

（２）事務局から貸出日時について、電話で連絡を受ける

（３）連絡があった貸出日時に、貸出場所まで自ら受け取りにいく。

（４）貸出期間終了後、郵送等にて返却　又は　購入

※貸出には、事前に申込みが必要です。当日貸出は受け付けておりませんので、必ず事前に、電話か申込みフォームにて申込みをして下さい。

５　貸出場所

かながわ労働プラザ（横浜市中区寿町 1-4）

６　問い合わせ先

事務局：神奈川県アクリル板等の貸出会場

受付時間：平日 9 時 30 分から 12 時 00 分　／　14 時 00 分から 16 時 00 分

電話：　080-7486-6356、080-7486-6347、080-7486-6343

７　ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyou_kashidashi.html#

川崎市経済労働局商業振興課

（電話 200－2328）